

国民健康保険税の納付について

国民健康保険(国保)加入者の方へ、7月中旬に納税通知書を発送します(納税通知書については、平成表記です)。

国保税とは

職場の健康保険や、後期高齢者医療制度に加入している方などを除いて、市内に住んでいる方は、すべて国保に加入し、国保税を納めることが法律で定められています。

また、世帯主が国保に加入しているかに関わらず、世帯主が納税義務者になります。

国保税の減額制度

国保税には、申請により、減免等を受けられる制度があります。詳しくは、納税通知書の裏面をご確認ください。

国保税の納付方法など

国保税の納付方法や納期限などについて詳しくは、17ページをご覧ください。なお、災害や病気などで納付が困難な方は、早めに国保年金課または収納課へご相談ください。

令和元年度の変更点について

- 賦課限度額が医療分について54万円から58万円へ変更されました。

- 被用者保険の被保険者で後期高齢者医療制度に移行した方の被扶養者(加入時65歳以上の方)が国保に加入した場合の減免について、均等割額・平等割額の減免期間が資格取得後2年間に限定されました。

- 低所得世帯の均等割額及び平等割額の軽減について、判定基準所得金額が拡大されました。申請は不要です。

- ◇5割軽減 33万円+(被保険者数+特定同一世帯所属者数)×28万円(※)以下

- ※27・5万円から拡大
- ◇2割軽減 33万円+(被保険者数+特定同一世帯所属者数)×51万円(※)以下

問い合わせ

国保年金課 ☎0661

令和元年度(平成31年度)の国民健康保険税の算出方法

年間(平成31年4月～令和2年3月)の国保税は世帯ごとに、次の税率によって算定されます。

区分	算定の基礎	医療分	支援分	介護分
①所得割額	前年中の総所得金額等から基礎控除額(33万円)を差し引いた金額×税率	6.0%	1.7%	1.3%
②均等割額	世帯内の加入者1人当たりの税額	25,500円	3,200円	9,100円
③平等割額	1世帯当たりの税額	24,500円	3,000円	6,400円
賦課限度額		58万円 (前年度54万円)	19万円	16万円

●年税額=医療分(①+②+③)+支援分(①+②+③)+介護分(①+②+③)

◇年度途中の加入・脱退は、年税額を加入月割りで課税します。

◇年度途中の加入は、随時算定され、加入手続きされた翌月以降の納期回数に振り分けます。

※介護分は、40歳以上65歳未満の方(介護保険第2号被保険者)に加算されます。

※平等割額は、国保から後期高齢者医療制度への移行で国保加入者が一人となる世帯は、5年間平等割額が2分の1となり、その後の3年間は4分の3になります。

●加入届出と課税について

国保税は、加入した月から課税されます。加入した月とは、届出をした月ではなく、他の市町村から転入した月や職場の健康保険をやめた月をいいます。届出が遅れても、国保税は加入した月にさかのぼって納めることになります。